



住まいと暮らし

ごみ

問 住民課環境グループ ☎67-7217 宝嶋クリーンセンター ☎74-0017 串本町リサイクルセンター ☎66-0629

ごみの収集について

- 家庭から出るごみを収集に出す場合は、町指定家庭用ごみ袋を使用し、決められた収集日の朝【原則として、7時30分まで】に出してください。
- ごみの収集日は、地区ごとに決められていますので、各家庭に配布している「ごみカレンダー」をご覧ください。なお、町指定ごみ袋を使用していない場合や、きちんと分別がされていない場合又は、収集日、収集時間を守っていない場合は、収集を行いませんので、ご注意ください。
- 一度に大量のごみが出た場合や、粗大ごみは宝嶋クリーンセンターまたは、串本町リサイクルセンターへ直接持込んでください。
- 一度に出すごみの量は【3袋】までとするようお願いします。※詳細はごみカレンダーをご確認ください。

町指定ごみ袋

●家庭用

可燃ごみ専用	大50ℓ	1冊(10枚)	200円
	小30ℓ	1冊(10枚)	120円
	特小15ℓ	1冊(10枚)	80円
埋立ごみ専用	大50ℓ	1冊(10枚)	200円
	小30ℓ	1冊(10枚)	120円
	資源ごみ専用	大50ℓ	1冊(10枚)
	小30ℓ	1冊(10枚)	120円
ビニール・廃プラスチック専用	大50ℓ	1冊(10枚)	200円
	小30ℓ	1冊(10枚)	120円

ごみ処理施設のご案内

宝嶋クリーンセンター (TEL 74-0017)
串本町田原4176番地1

受付時間 ●平日 午前8時30分～午後3時30分
●第2、第4土曜日 午前8時30分～正午

持ち込めるごみの種類 可燃ごみ・可燃粗大ごみ

指定ゴミ袋に入っていない粗大ごみ処理料 ※10円未満切り捨て

その他 12月29日～1月3日、祝日は閉場

串本町リサイクルセンター (TEL 66-0629)
串本町田原2288番地の1

受付時間 ●平日 午前8時30分～午後3時30分
●第2、第4土曜日 午前8時30分～正午

持ち込めるごみの種類 埋立ごみ、資源ごみ、古紙類、不燃粗大ごみ、ビニール、廃プラスチック類、乾電池、ペットボトル、乾電池スチロール

指定ゴミ袋に入っていない粗大ごみ処理料 ※10円未満切り捨て

その他 12月29日～1月3日、祝日は閉場

ごみは正しく分別
みわなで美しいまちづくり

可燃ごみ、資源ごみ、埋立ごみ、ペットボトル、乾電池スチロール、古紙類、ペットボトル

〈広告〉

浄化槽保守点検業 / 浄化槽清掃業
一般廃棄物収集運搬業 / 産業廃棄物収集運搬業
下水道 管路・処理施設維持管理
浄化槽工事業 / 一般建設業 (管工事)
給排水設置工事指定工事店 / 下水道排水設備指定工事店
毒物劇物一般販売業 / 仮設トイレレンタル

株式会社尾崎衛生舎

串本町串本2455

TEL 0735-62-0040
FAX 0735-62-4085

高齢者等特別収集

問 住民課環境グループ ☎67-7217

- 対象となる世帯で、処理施設に搬入する手段がない場合に収集します。
- 事前に申し込みが必要です。

料金 1,040円

- 対象
- 高齢者(70歳以上)のみの世帯
 - 生活保護世帯
 - 重度の障害者手帳または療育手帳の交付を受けている方がいる世帯
- ※但し、1世帯につき年度内1回のみ、軽トラック1車分までとなります。

生ごみ処理容器等購入費補助制度

●家庭用 生ごみ処理容器等購入費補助制度

各家庭から排出される生ごみの減量化、資源化を図るため、補助金を交付しています。

家庭用生ごみ処理容器等

種類	補助金額	補助個数
コンポスト	1個当たり3,000円を限度とし販売価格の1/2	一世帯1個
EM容器	1個当たり3,000円を限度とし販売価格の1/2	一世帯2個まで
電気式処理機	1台当たり20,000円を限度とし販売価格の1/2	一世帯1台

ただし

- 消費税、配達料等は補助対象外です。
- 百円未満の額は、切り捨てになります。

補助金の交付対象 次に掲げる全ての要件に該当する方。

- 本町の住民基本台帳に記載されている方。
- 町内の販売店から容器等を購入した方。
- 周辺住民に迷惑がかけられないよう維持管理の徹底を行ない、ごみの減量化及び堆肥などの活用、資源化を図ることができる方。
- 町税等を滞納していない方。

必要添付書類

- 領収書 保証書(電気式生ごみ処理機の場合)
- 町税等納付状況調査同意書

水道

問 水道課 ☎67-7218

各種手続きについて

下記の手続きは、平日に水道課で所定の様式により事前に手続きをお願いします。郵送による届出も受け付けています。

手続き内容	事由	手数料	受付時間
水道使用開始	転入、転居、帰省等で水道を使用するとき	750円/回 ※水道料金とあわせて請求	平日 8時30分～17時15分
水道使用中止	転出、転居、長期間留守にする等で水道の使用をやめるとき		
名義変更	水道の給水契約者が変わるとき	-	※土日祝日及び年末年始の休日を除く
送付先変更	請求書などの送付先を変更するとき		
その他	上記以外		

※水道使用開始の申込をせず水道を使用した場合、無断使用となり、串本町給水条例第37条の規定により過料が科されることがあります。

なお、無断使用・漏水調査は随時行っていますので、ご協力をお願いします。

※手数料は、水道料金とあわせて請求させていただきます。

※年末年始・3～4月の転入シーズン・ゴールデンウィーク・お盆等の前後は、使用開始・中止が多くなりますので、できるだけお早めに届出いただきますようご協力をお願いします。

※土・日・祝日及び年末年始の休日は、受付並びに開栓・閉栓作業は行っておりません。

〈広告〉

串本町一般廃棄物収集運搬業許可

井道清掃

代表 井道 一馬

串本町西向584-2
TEL 0735-72-0689

浄化槽維持管理・浄化槽清掃

(株)やぶね衛生舎

串本町西向435
TEL 72-0293 FAX 72-1804

給排水衛生設備工事
浄化槽設備工事
水まわりのリフォーム
クレーン作業
住宅設備機器販売
システムキッチン・ユニットバス施工等

串本町一般廃棄物収集運搬業許可

有限会社
谷工業所

串本町二色576
☎(0735)62-5381(代)



水道料金について

2か月に一度検針した使用水量に基づき水道料金を毎月お支払いいただきます。
※月の途中で開栓・閉栓をされた場合でも1か月分の基本料金がかかります。

支払い方法	詳細	必要なもの	届出窓口
納付制	水道課から納付書を郵送し、取扱金融機関やコンビニエンスストアでお支払いいただくシステムです。	-	水道課
口座振替制	預金口座から自動的に料金を引き落とす制度です。 ※申込用紙は、町内の金融機関に置いています。町外の金融機関で申込まれる場合は、水道課へご連絡いただければ用紙を送付します。	<input checked="" type="checkbox"/> 最近の「使用水量のお知らせ」などお客様番号の分かるもの <input checked="" type="checkbox"/> 預金通帳 <input checked="" type="checkbox"/> 印鑑(通帳届出印)	取扱金融機関窓口
クレジット精算	Yahoo!JAPANが水道料金を立替払いし、クレジットカードご利用代金として、クレジットカード会社から請求する方法です ※クレジット精算の手続きには、Yahoo!JAPAN IDの取得とYahoo!ウォレットの登録が必要です。 ※クレジット精算をお申込みいただけるのは、メーターの口径が13mm、20mm、25mmのお客様です。 口径が40mm以上または法人のお客様は対象外となります。 ※Yahoo!公金支払い、Yahoo!ウォレットに登録されるお客様のクレジットカード情報は串本町水道課には通知されません。お客様ご自身のご判断で、お客様の責任においてお申し込みください。 ※水道開栓後すぐは、お客様のデータが反映されていない場合があるため、クレジット精算の登録ができない場合があります。水道開栓後初回検針までお待ちの上、お申し込みをお願いいたします。 ※クレジット精算をお申し込みいただいた場合でも、手続日によっては従来のお支払い方法で請求させていただきます。	<input checked="" type="checkbox"/> クレジットカード <input checked="" type="checkbox"/> 使用水量のお知らせに記載されている「お客様番号」及び「確認番号」	Yahoo!公金支払い(ウェブサイト)

※取扱金融機関

紀陽銀行／三十三銀行／きのくに信用金庫／近畿労働金庫／紀南農業協同組合／みくまの農業協同組合／なぎさ信用漁業協同組合連合会／ゆうちょ銀行(近畿2府4県のみ)

水道の管理等

給水装置は個人所有物

浄水場から配水された水道水は各家庭に引き込まれます。引き込むためには、給水管・止水栓・水道メーター(水道課が利用者に貸与して設置している)・蛇口などの“給水装置”を必要とします。“給水装置”は皆さんの負担により設置

するもので、皆さんの所有物ですので適切に管理してください。

ビル等で、一旦水道水を受水槽に受けて給水する場合は、受水槽のボールタップまでを“給水装置”といいます。受水槽や屋上に設置されている高置水槽は、所有者や居住している利用者が管理することになっています。清掃や点検を行い、いつもきれいにしておきましょう。

〈広告〉

串本町 ゴミのことはお任せ下さい!

事業系ゴミ全般 産業廃棄物収集運搬業許可第3007064545号

飲食店・事業所・工場から排出されるゴミ

許可品目 廃プラ、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず

「粗大ゴミ」については「ご相談ください」

串本町一般廃棄物収集運搬許可

ヒロセ事業所

串本町高富364-1
☎090-1487-5893



検針にご協力ください

2か月に1回(奇数月)、使用水量の確認のため検針員がお伺いします。検針にご協力をお願いします。
 ・メーターボックスの上に物を置かないでください。
 ・メーターボックスの中に泥やゴミが入らないようにしてください。
 ・犬はメーターボックスや出入り口から離れたところにつないでください。

【水道メーターによる漏水のチェック方法】

メーターと蛇口の間で漏水しているかどうかのチェックは簡単にできます。

1. 宅内の全ての蛇口を閉めてください(湯沸かし、ソーラー用のバルブなども忘れずに)
2. 水道メーターのパイロット(銀色のコマ)を確認してください。

もし、蛇口が閉まっていてパイロットが回転していれば漏水の疑いがあります。敷地や建物内から漏れて水道器具の故障がある場合は、串本町指定給水装置工事店に修理や工事を依頼してください。修理費用は利用者負担になりますので、事前に修理業者と費用などについてよく相談しておくといでしょう。

【メーターの取り付け】

水道メーターは、計量法により有効期限が8年間と定められています。水道事業所では、有効期限が満了になる前にメーターを順次取り替えています。ご協力をお願いします。

屋内配管などの変更は届出を

家の建て替えや増築などで水道の配管やメーターの位置を変更するときには、串本町指定給水装置工事店を通じて水道課への届出が必要になります。

断水時などのお願ひ

本管工事や漏水修理工事などでやむを得ず給水の制限や断水をする場合があります。このようなときには町内放送等により連絡を行いますので、ご協力をお願いします。万一障害が生じてもその責任を負いかねますのでご了承ください。

道路等で漏水しているときは、水道課までご連絡をお願いします。

合併処理浄化槽

問 住民課環境グループ

☎67-7217

台所やお風呂の生活雑排水とし尿をまとめて処理できる浄化槽のことです。

●特徴は…

1. 処理性能が優れている
生活排水の汚れを約10分の1(BOD除去率90%以上、放流水のBOD20mg/リットル以下)に減らします。
2. 短時間で設置
取り付け工事が簡単で、工期約1週間という短期間で設置できます。

●浄化槽設置整備事業

人槽区分	※補助限度額
5人槽	332,000円
6～7人槽	414,000円
8～10人槽	548,000円
11～50人槽 (ただし、専用住宅又は併用住宅のみ)	548,000円

※単独浄化槽から転換を行う場合の補助金額は、単独浄化槽撤去処分に係る費用に相当する額(千円未満の端数がある場合はこれを切り捨てる)又は90,000円のいずれか低い額を補助金額に加算する。

補助金の対象

1. 補助対象地域に設置する50人槽以下の浄化槽
2. 浄化槽の維持管理を適正に行う方
3. 市町村税などを完納している方

※工事完了後、当該年度の3月20日までに実績報告書の提出が必要です。

●浄化槽は適正な維持管理が必要です

合併処理浄化槽は、微生物の働きを利用して汚水を処理する装置であり、微生物が活動しやすい環境を保つように維持管理をすることが大切です。合併処理浄化槽の維持管理は「保守点検、清掃、法定検査」に分かれ、浄化槽法で定期的に行うことが義務付けられています。

保守点検(浄化槽法第10条)

浄化槽の各装置を点検して、正常な運転状況を確認し、調整・修理をします。

浄化槽の型により、和歌山県浄化槽取扱要綱に基づき点検回数が決まっています(20人槽以下で4か月ごとに1回)。点検は、県知事の登録を受けた保守点検業者に依頼して行ってください。

清掃(浄化槽法第10条)

毎年1回、浄化槽内に生じた汚泥などを引き抜き、各装置の洗浄などを行います。

町の許可を受けた清掃業者に依頼して行ってください。

法定検査(浄化槽法第7・11条)

県知事が指定する、検査機関「公益社団法人和歌山県水質保全センター」が行います。

7条検査は、使用開始後3か月を経過した日から5か月以内に行ってください。

11条検査は、毎年1回行ってください。

浄化槽の維持管理状況を検査するもので、●外観検査(機能・外観の異常の有無) ●水質検査(放流水質の検査) ●書類検査(保守点検・清掃記録の有無と内容の確認)をします。

●「法定検査」は下記まで直接お申込みください

公益社団法人 和歌山県水質保全センター
〒640-8032 和歌山市南大工町26
☎073-432-6433(新宮事務所) ☎0735-23-1105
FAX073-432-6534

〈広告〉

事業系一般廃棄物 収集・運搬

稲生美掃サービス

串本町一般廃棄物収集運搬業許可



串本町高富12
☎0735-62-5028
FAX0735-62-4475



墓地

火葬

問 住民課環境グループ ☎67-7217

串本火葬場	所在地	串本町串本奥野谷518番地
古座火葬場	所在地	串本町西向1004番地の2

※古座火葬場は、現在施設休止中です。

町営墓地

問 住民課環境グループ ☎67-7217

- 次の場合、届出が必要です
- ・墓地使用者が亡くなるなど、承継(名義変更)が必要なとき
 - ・墓地使用者の住所や氏名が変わったとき
 - ・墓地の移転や墓地を返還するとき
 - ・墓地内に墓石などの工作物の設置・改造を行うとき

消費生活

問 産業課商工観光グループ ☎62-0557

●消費生活

電話や訪問販売などで高額な商品やサービスを勧められ、被害に遭う人が増えています。必要がなければきっぱりと断りましょう。明確に拒否している人に、勧誘することは法令で禁止されています。(再勧誘の禁止)

最近の特殊詐欺の傾向として、電話をかける者が女性や老人の場合があり、従来から変化している事例も報告されています。

1人で悩まず、金銭の話が出た場合は、家族や警察・消費生活センターに相談しましょう。

手口の一例

点検商法	点検は無料と言って宅内に入り、不安を煽って商品を買わせたり工事をさせる手口
かたり商法	役場や警察などの公的機関やそれに近い企業から来たようにかたまって、商品を売りつける手口
送りつけ商法	注文していない商品を勝手に送ってきて、代金を請求する手口
還付金などの詐欺	公務員等の職員になりすまして、還付金があるなどと言い、お金を振り込ませる手口
投資勧誘の詐欺	「元本保証」「必ず儲かる」などと言い、未公開株や社債を購入させる手口
架空請求詐欺	利用した覚えのないサイトの利用料や身に覚えのない借金など、架空の支払いを請求する手口

- 悪質商法などの被害に遭わない方法の一部
- 【1. 必要がなければ、はっきり断りましょう。】
断っている人に、再勧誘することは禁止されています。
 - 【2. 儲け話を他人に教えることはありません。】
本当に確実に儲かるなら、自分で借金してでも行うのではないのでしょうか。また、よく知らないことには手を出さない方が無難です。
 - 【3. 財産を含む個人情報は慎重に取り扱しましょう。】
預金通帳や印鑑をうかつに渡さないよう注意しましょう。
 - 【4. 書面をよく読まずに署名したり、押印したりしないでください。】
契約をする時は、契約書をよく読み内容を確かめてから契約しましょう。契約したら、書類を大切に保管しましょう。
 - 【5. 場合により、相手方の所属組織を確認しましょう。】
一例:折り返しの電話を行うと言って、組織と氏名を聞きましょう。折り返しの電話は、相手から聞いた電話番号ではなく、電話帳などで調べてかけ、その者に代わってもらいましょう。
 - 【6. 「名義を貸して欲しい」に注意しましょう。】
名義を貸して欲しいと言われていたら、関わらないほうがいいでしょう。名義を貸した後、警察などを騙る者から、「名義貸しは違法」とお金を騙しとられた事例があります。
 - 【7. 無視するのが一番は、時と場合によります。】
最近では、犯罪者が裁判所を利用し、金銭を請求してくる事例もあり、無視すると存在しない債権が確定してしまいます。裁判所などから書類が届いた場合は、念のために消費生活センターなどへ問い合わせしてみましょう。
 - 【8. 子どもから電話番号が変わったと電話があったら…】
子どもの昔の電話にかけたり、メールで確認をとった方が安心です。劇場型詐欺の最初にこのような電話があった事例があります。
 - 【9. 迷ったり、困ったら、1人で悩まずに、まずは相談しましょう。】
わからないことや、覚えのない事での電話に困ったら、1人で判断せずに家族や消費生活センター・警察に相談しましょう。他の人に相談させずに契約を急がせる手口もあります。

県消費生活センター紀南支所 ☎0739-24-0999
役場相談窓口
または消費者ホットライン 188(いやや!)

知っていますか? クーリング・オフ

●クーリング・オフができる期間は

【訪問販売、電話勧誘販売…書面を受け取った日から8日以内】
【連鎖販売取引(マルチ商法)…書面を受け取った日から20日以内】
クーリング・オフは、電話ではなく内容証明郵便やはがき(コピーを取って簡易書留にすること)など、必ず書面で行います。
また、クーリング・オフができる商品や権利、サービスは法律で定められています。
詳しくは、お問い合わせください。

右記申込を撤回(契約を解除)します。

申込(契約)日	〇〇年 〇〇月 〇〇日
販売会社名	〇〇〇〇〇
商品名	〇〇〇〇〇
担当者名	〇〇〇〇〇

〇〇年 〇〇月 〇〇日

申本 太郎 番地

※はがきはコピーをとって保管してください
※クレジット利用のときは信販会社にも出すこと

情報公開・行政情報

情報公開制度

問 総務課総務・人事グループ ☎62-0555

この制度は、町民の知る権利を尊重し、町の諸活動を説明する責務を全うすることにより、町政への町民参加と信頼を確保し、より開かれた町政の確立を目指すものです。

●請求できる方

どなたでも公文書の公開や写しの請求をすることができます。

●公文書公開を実施する機関(実施機関)

- ・町長
- ・消防長
- ・教育委員会
- ・選挙管理委員会
- ・農業委員会
- ・固定資産評価審査委員会
- ・監査委員
- ・議会
- ・病院事業管理者
- ・土地開発公社

●請求の対象となる公文書

実施機関の職員が職務上作成または取得した文書、図画、写真、フィルムと電磁的記録であって、職員が組織的に用いるものとして、実施機関が保有しているもの。

●公文書の公開請求をしたいときは

請求書を総務課に提出してください。(郵便可)
公文書の公開請求があったときは、請求を受理したときから起算して原則15日以内に請求に対する決定をし、請求者に文書で通知します。
閲覧は、無料です。
写しの作成に要する費用は白黒1枚5円(A3の大きさまで)です。別途、写し送付に際して郵送料をいただく場合があります。
閲覧時間は、午前8時30分～午後5時15分(土・日・祝日は休み)です。

●非開示の決定に不服があるとき

非開示などの決定に不服がある場合は、実施機関に審査請求をすることができます。
この審査請求について、実施機関は公平な第三者機関である情報公開審査会の意見を聴いて、再度開示するかどうかを決定します。

町議会

●議会運営の流れ

町議会は、年4回(3月、6月、9月、12月)開かれる定例会と必要に応じて開かれる臨時会があります。

町議会で行われる会議には、本会議と委員会があります。

本会議

町長から提出される議案などを審議し、町議会の最終的な意思を決める会議です。また、各定例会では、議員が町の事務について質問したり意見を述べたりする一般質問が行われます。

委員会

議会の最終的な決定は、本会議で行われます。また、案件を効率的、専門的に審査するために委員会が設けられています。

委員会には、常に設置されている「常任委員会」と必要に応じて設置される「特別委員会」があり、また、議会の円滑な運営を図るための「議会運営委員会」があります。

●請願・陳情

請願や陳情は、地方公共団体の機関に対して要望などを行うもので、誰でも提出することができます。

請願しようとする方は、串本町議会議長宛に提出してください。請願には、1人以上の議員の紹介が必要です。

陳情は、請願に準じて行ってください。陳情には紹介議員は必要ありません。

なお請願書・陳情書には、趣旨、提出年月日、住所、提出者の署名又は記名押印が必要です。詳しいことは議会事務局にお問い合わせください。

●傍聴

本会議の傍聴

本会議は、どなたでも傍聴できます。通常、本会議は午前9時30分に開きます。定員は27人です。

本会議の傍聴方法

傍聴の申請は、本会議の開かれる日に、串本町役場2階までお越しください。

受付で傍聴申込書に「住所」「氏名」を記入してください。詳しいことは議会事務局へお問い合わせください。

委員会の傍聴

委員会の傍聴は、本会議と異なり委員長の許可を必要とします。傍聴を希望する方は、事前に議会事務局まで申し出てください。

農地と農業振興

農地の権利移動・転用

問 農業委員会事務局(産業課) ☎62-0558

農地(休耕地、耕作放棄地なども農地に含まれます)を売買・貸借したり宅地などに転用したりするときは、全て農地法で一定の規制が設けられています。

農地を耕作目的で取得したり、借り受けたりする場合は、町農業委員会の許可が必要です。

また、町内の農地を住宅、倉庫、駐車場など農地以外の用途に転用する場合も、町農業委員会や県知事または農林水産大臣の許可が必要です。

これらの許可を受けないで行った農地の権利移動・転用は法的な効力がなく、復元を命じられることもありますので、ご注意ください。

農業振興地域制度

問 産業課農林水産グループ ☎62-0558

優良農地について農用地区域を定め、その区域内では原則として農地転用を禁止し、農業振興の基礎となる農用地などの確保を図っています。

農業用施設(農道、水路、農機具庫など)以外の目的で農地を転用しようとする場合は「農用地除外」といわれる手続きが必要となります。

有害鳥獣捕獲制度

問 産業課農林水産グループ ☎62-0558

侵入防止柵などによる適切な防除対策によっても野生鳥獣による農作物被害等が防止できない場合、被害届書の提出をもとに町が有害鳥獣として捕獲を許可します。捕獲については、町の許可を受けた猟友会員が従事します。

